

第25回 安来市農業委員会総会議事録

令和7年7月22日（火） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1番 岩崎 金己君	2番 添田 俊之君	3番 新田 徹君	4番 横山 芳明君
5番 永塚 知芳君	6番 足立 仁行君	7番 北中 宏一君	8番 木戸 芳己君
9番 武上 隆雄君	11番 北川 正幸君	12番 新田 里恵君	13番 塩見 秀雄君
14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君
19番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員 10番 仲佐 久子君

3. 出席者

農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課

係長 吉木 武君 主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第104号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第102号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 5	報第103号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 6	議第105号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見照会について
日程第 7	議第106号 農用地利用集積等促進計画に対する意見照会について
日程第 8	議第107号 安来市切川地区工業用地造成事業に対する意見照会について
日程第 9	報第104号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 10	報第105号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第106号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について

5. 議事

○午後2時06分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第25回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 2番 添田委員、3番 新田委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日1日と決定いたしました。

○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第104号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第104号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により、申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。3ページから7ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は9件で、8件が所有権移転、1件が使用貸借権設定です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、相続財産清算による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約100m、農機具はトラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、畦塗り機1台を所有しています。労働力は、本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■です。

2番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約500m、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人、子の2名となります。この農地の対価は、■■です。

3番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は草刈り機1台を所有しています。労働力は本人2名、母の計3名となります。この農地の対価は、■■です。

4番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約2km以内、農機具は田植機1台、コンバイン1台、共有のトラクターを所有しています。労働力は、本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

5番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。居住予定地から通作距離は約100m、農機具の所有はありません。労働力は、本人、夫の2名となります。この農地の対価は、■■です。

6番は、経営移譲による使用貸借権設定で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は共有のトラクター、軽トラック1台、糶摺機1台を所有しています。労働力は、本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■です。

7番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具はスピードスプレーヤー2台、コンバイン1台、トラクター2台、乾燥機1台を所有しています。労働力は、本人、父、母の3名となります。この農地の対価は、■■です。

8番は、交換による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は200m以内、農機具の所有はありません。労働力は、本人のみ1名となります。

9番は、交換による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター2台、乾燥機2台を所有しています。労働力は、本人、妻の2名となります。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 8番 木戸委員お願いします。

8番：木戸 芳己君

1番案件について説明させていただきます。8番 木戸でございます。この案件は相続放棄に伴っております。前譲渡人と譲受人は昔から個人的な関係で、農地を全部引き取って耕作していました。この度、相続財産清算のため売買が成立しました。この事案は現状の変更はなく、今まで通り譲受人が耕作するというところで、周辺農地に影響はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長：齋藤 哲君

2番と3番、8番と9番の案件について 14番 渡邊委員お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず2番案件についてご説明を申し上げます。この案件は非農家の農地取得ということになります。譲渡人と譲受人は兄弟でございます。以前より譲受人の方が家庭菜園として耕作しておりました。この度、非農家でも農地を取得できるようになりましたので、取得するというところでございます。従いまして周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしくをお願いします。

続きまして3番案件でございますが、これは耕作便利ということで、自宅より100m以内の農地ですので取得するものでございます。周辺農地等への影響はないものと考えます。

続きまして8番と9番でございますが、これは町内間の農地の等価交換でございます。従いまして、周辺農地等への影響はないと考えております。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番と7番の案件について 1番 岩崎委員お願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。4ページをご覧いただきたいと思います。4番案件につきましてご説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、譲受人は現在までに約40年にわたり作付けをして耕作されていた土地でございました。この度、正式に売買の話がまとまり今回に至りました。今までと同様に耕作を行うことによりまして、周辺の農地への影響はないものと思われ、申請妥当と判断いたしました。各委員の審議をよろしくお願いたします。

続きまして7ページをご覧いただきたいと思います。7番案件について説明いたします。申請地は譲受人の自宅側の作業場の隣地に位置しまして、また、周りの耕作地は譲受人の所有する農地であるがために取得後は一体的に利用されます。周辺農地は個人が耕作する農地もあり、利便等の利用集積を阻害することはないと思われま。各委員の審議をよろしくお願いたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

5番の案件について 4番 横山委員お願いします。

4番：横山 芳明君

4番 横山です。5番案件について説明させていただきます。譲受人ですけれども、現在、静岡の方にお住まいですが、かねてから田舎暮らしに興味を持っておられまして、譲受人の出身は邑智郡の方でございます。安来市の空き家バンクを利用して移住先を調べたところ、譲渡人の住宅を含め周りの環境が気に入らして、

この度移住されることになりました。それに合わせて農地も譲り受けられるということでございます。営農の方は全く未経験でございますけども、地元の方のサポートや私どももできるだけサポートをして、農地の維持に繋がりたいと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

6番の案件について 5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚です。6ページの6番案件の説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人は同居の親子関係でございます。譲渡人が高齢になったために長男に譲るものであります。この農地は全部畑なんですが、その約半分が梨を作っております。梨につきましては消毒等しないといけませんけども、ここは小高い丘になっておりまして、住居地の裏山になります。従いまして周りの家はありません。今までもずっと耕作しておりまして、他に迷惑をかけることはありません。以上です。よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決いたします。1番から9番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から9番の案件について、許可することで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 報第102号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

法第102号についてご説明させていただきます。8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。9ページに案件の内容、10ページに届出位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は、転用の目的は住宅敷地です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 報第103号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第103号についてご説明させていただきます。11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定により届出書の提出がありましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13ページに届出位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は、転用の目的はコンビニエンスストアです。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 8番 木戸委員 お願いします。

8番：木戸 芳己君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 議第105号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見照会について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第105号についてご説明させていただきます。14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり意見照会があったので審議を求めるものです。変更する計画については15ページから39ページをご覧ください。詳細については農林振興課より説明を行います。また、この変更箇所につきましては7月17日に農地対策委員会で現地調査を行っております。こちらも後ほど意見案も含めて報告させていただきます。以上です。

農林振興課係長：吉木 武君

農林振興課の吉木です。よろしくお願いたします。今回農業振興地域整備計画の変更につきましては、農用地区域からの除外が5件となっております。除外予定の面積は933.57㎡、工場事務所等用地と一般住宅、その他の用途の5件になります。資料の17ページに全体面積、18ページに変更理由別面積を掲載しております。該当地の土地調書は22ページ、広域の位置図は23ページです。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

まず整理番号1、切川町の進入路および駐車場、面積47.57㎡の案件について、資料を24ページか

ら27ページに掲載しております。申出者は家族の所有する住宅に妻と同居されていますが、住まいが手狭になったため、祖父所有の土地である申出地の東側の雑種地に農家住宅の建築を計画されています。その予定地に住宅を建設するにあたり、建築基準法上の接道要件4mを満たすため県道からの進入路が必要となっております。現在の道路を拡幅する計画となります。また、その一部を駐車場として計画されています。当該地の484㎡のうち除外面積は47.57㎡、残りの南側436.43㎡は引き続き農地利用を行うものです。西側は県道に接し、東側は住宅地ということで、農地の集団化や農作業の効率化等への影響はないものと思っております。

続きまして整理番号2、今津町の一般住宅になります。面積は333㎡、資料は28ページから30ページに掲載しております。申出者は市内アパートに妻、子と3人で住んでいますが、子の成長に伴い住まいが手狭になったため、子育て支援を受けやすく、また将来の親の介護のため、実家近辺で戸建て住宅の建築を計画されました。周辺に利用可能な宅地等がなく、子の急病時なども勘案し、やむなく実家の近くの農地である申出地を選定されたところでございます。2筆にわたる住宅建築となりますが、北側の今津町■■の農地については154㎡を住宅用地として除外、残りの431㎡は畑として耕作を継続される予定です。東西に農地の広がりがありますが、南側に住宅地が連たんしておりますし、農地の集団化や農作業の効率化等への影響はないと考えております。

続いて整理番号3です。久白町の工場事務所周地等、面積215㎡の案件でございます。資料は31ページから33ページに掲載しております。申出者は、申出地の隣に住む苺農家であります。生産した苺や、その苺を使用したお菓子などを、より魅力的な形で販売を行い収益を向上させるとともに、安来苺の産地づくりを目指して店舗建築を計画されたものであります。令和3年に今回の申出地の隣の住宅用地について農振除外を行った際、今回の申出地もあわせて造成を実施してしまった、という追認の案件になります。東側、南側に農地の広がりがありますが、一団の農地の角にあるということで、農地の集団化や農作業の効率化等への影響はないと考えられます。

続きまして整理番号4は、荒島町の一般住宅、面積319㎡の案件でございます。資料は34ページから36ページに掲載しております。申出者は妻と子の3人世帯で市内のアパートにお住まいですが、子どもの成長に伴い住まいが手狭になったため、子育て支援を受けやすく、また、高齢化する両親の介護のため、実家近辺で戸建て住宅の建築を計画されました。申出地とその東側に隣接する雑種地、これをあわせて住宅の建築をされる予定であります。周辺に利用可能な宅地等がなく、子の急病時などを勘案し、やむなく実家近くの農地を選定されたということでもあります。北側、西側は農地に接しておりますが、全体的に住宅地に囲まれた農地であり、農地の集団化や農作業の効率化等への影響はないと考えられます。

最後に整理番号5、伯太町上小竹の墓地および倉庫、面積19㎡の案件でございます。資料は37ページから39ページに掲載しております。申出者は、自宅周辺の農地を耕作する農家であります。近隣の山の中に墓地がありますが、高齢化等により自宅から距離が400m、勾配30%の山の中の墓の管理が困難であるというところで、お寺の墓地にも空きがなく、周辺の共同墓地もありませんので、自宅周辺での墓地移設を計画されました。候補地につきまして、近隣の原野等も検討されましたが、所有者の同意を得られず断念し、自宅隣接の畑である申出地を選定されたところでございます。また、同じ農地内に農業用倉庫を過去に建設しており、今回の墓地とあわせて除外を行う追認の案件となります。墓地と倉庫を除いた118㎡は引き続き畑として活用されます。周辺は山林に囲まれた広がりがない農地であることから、農地の集団化や農作業の効率化等への影響はないものと考えております。

以上、5点の除外についてご説明をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

農地対策委員会の報告を、7番 北中委員長 お願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。去る7月17日に農地対策委員会を開催し、現地調査を行いました。除外5件すべて問題はないという判断となりました。また、今回の計画変更に対して「農用地区域内農地面積の維持に努めること」という意見を付してはどうかという結論になりましたので、ご報告いたします。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長：齋藤 哲君

只今、報告がありました。この件について、質問、意見のある方は発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について報告のとおり意見を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「農用地区域内農地面積の維持に努めること」で市長に回答することで決定しました。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第106号 農用地利用集積等促進計画に対する意見照会について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第106号についてご説明いたします。40ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので審議を求めます。計画については、43ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権36件、面積3万3千577㎡、使用貸借権2件、面積2千929㎡、所有権移転1件、面積3千31㎡、全体で39件、総面積が3万9千537㎡となっています。詳細につきましては農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第106号についてご説明いたします。詳細は43ページから48ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は、しまね農業振興公社を通じた所有権移転が1件、残りはしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。では、44ページの所有権移転につきましてご説明いたします。本件は5月の総会で意見照会をした後の継続案件でございます。譲渡人および譲受人はお手元の資料をご確認ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 議第107号 安来市切川地区工業用地造成事業に対する意見照会について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第107号についてご説明させていただきます。49ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり意見照会があったので審議を求めるものです。意見照会の内容については、50ページから53ページをご覧ください。この件については、以前に意見照会がありました、切川地区工業用地造成事業の範囲に変更がありましたので、用地に追加する農地の転用について意見を求められたものです。51ページをご覧ください。この図にありますように、この度、スマートインターチェンジの道路線形的设计が示されました。このため、図の赤い部分が道路の残地として、不整形な農地が残ることになります。この赤い部分の図の下側に接する土地については、切川地区工業用地造成事業の事業範囲です。今回この赤い道路残地となる部分を事業範囲に含め追加買収をするものです。52ページをご覧ください。これが、変更後の事業区域の全体図となります。先ほど説明しました道路残地の部分が赤で塗ってあり、今回意見を求められている範囲となります。既存の事業区域は概ね黄色に塗ってあります。53ページをご覧ください。スマートインターチェンジ、緑地、調整池、周辺道路などを載せた完成イメージ図です。この意見照会につきましては、7月15日に運営委員会にて協議しております。後ほど運営委員長から意見案を含め報告があります。以上です。

議長：齋藤 哲君

運営委員会の報告を、13番 塩見委員長 お願いします。

13番：塩見 秀雄君

13番 塩見です。15日に運営委員会を開催いたしました。現地の方を確認してきましたけども、この図を見てわかるかどうかはこの場では難しいとは思いますが、今の説明があったところを村田の方に最終的に買ってもらうということで、切川造成に対する意見についてですけども、島根県から意見照会があった件ですが、法定外の手続きであることからこの取り扱いについて7月15日の運営委員会総会で協議をいたしました。大幅に計画変更はなく、農用地の隣接農地が不整形な残地になることを防ぐものであること、この敷地拡張による周辺農地への影響はないものと考え、これらのことから運営委員会では改めて意見を付す必要はないのではないかとということを一案として、二案として前回付した意見も踏まえて「引き続き周辺の営農に支障が出ないように留意すること」という意見を付してはどうかという、この一案、二案の考え方を出示しました。よって二案の前回付した意見を踏まえて「引き続き周辺の営農に支障が出ないように留意すること」ということ」で意見書とさせていただきたいと思っています。以上です。

議長：齋藤 哲君

只今、報告がありました。この件について、質問、意見のある方は発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について報告のとおり意見を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「引き続き周辺の営農に支障が出ないように留意すること」で県知事に回答することで決定しました。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第104号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第104号についてご説明いたします。54ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第19条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。55ページから57ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、3件で、相続が3件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第105号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第105号についてご説明します。58ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。59ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、農地法による賃貸借の解約0件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約2件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第11

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第106号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第106号についてご説明します。60ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。61ページをご覧ください。件数は2件で

す。これらは、すべて島根県が行う公共事業によるもので、事業名等は転用理由の欄に記載しておりますのでご覧ください。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第25回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時53分 閉会